

厚生労働省北海道労働局発表

令和 7 年 11 月 21 日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課 長 十倉 正直
統括特別司法監督官 大串 尚哉
<電 話> 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
(内線 3 5 4 2)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する令和6年の監督指導状況

～実習実施者の 70.3%で法令違反～

むらまつ たつや

北海道労働局（局長 村松 達也）は、この度、管下17の労働基準監督署（支署）が、外国人技能実習生の実習実施者に対して行った令和6年の監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。

〔監督指導結果等の概要〕

1 労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者 427事業場

法令違反が認められた実習実施者 300事業場(70.3%)

2 主な法令違反の状況

① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） (23.0%)

② 割増賃金の支払

（時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていないなど） (17.1%)

③ 医師の意見聴取

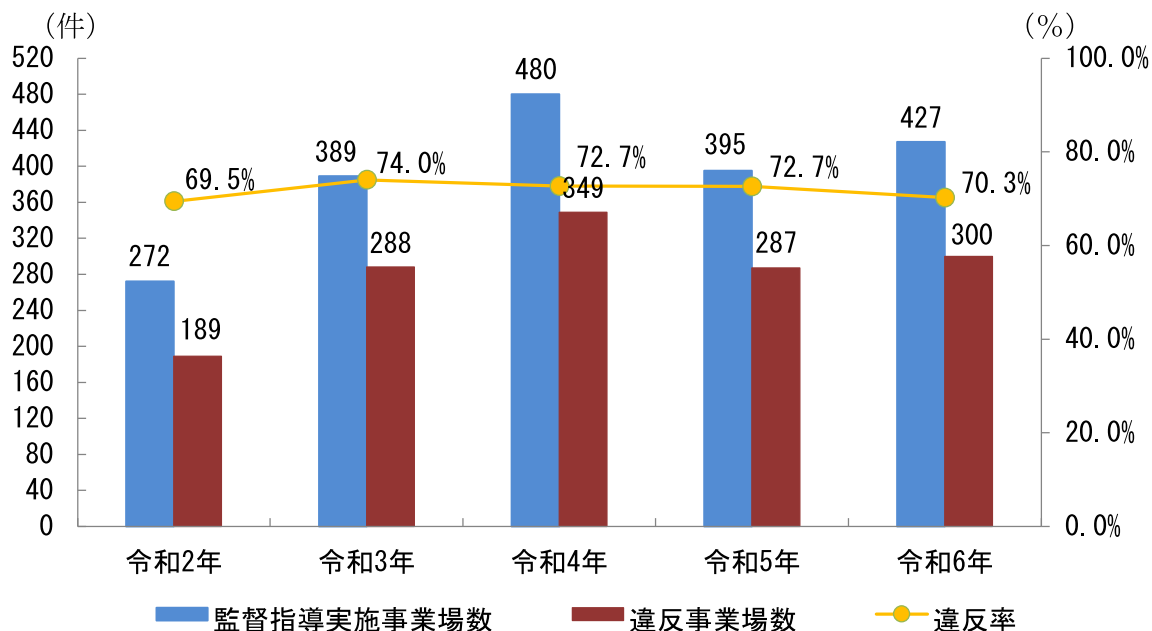
（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を行っていないなど） (12.6%)

3 北海道労働局における今後の取組

北海道労働局では、監理団体及び実習実施者に対し、引き続き労働基準関係法令の周知を図るとともに、各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行い、技能実習生の適正な労働条件及び安全衛生の確保に取り組んでいきます。

- (1) 令和6年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して427件の監督指導を実施し、その70.3%に当たる300件で労働基準関係法令違反が認められました（全国状況については後記3参照）。

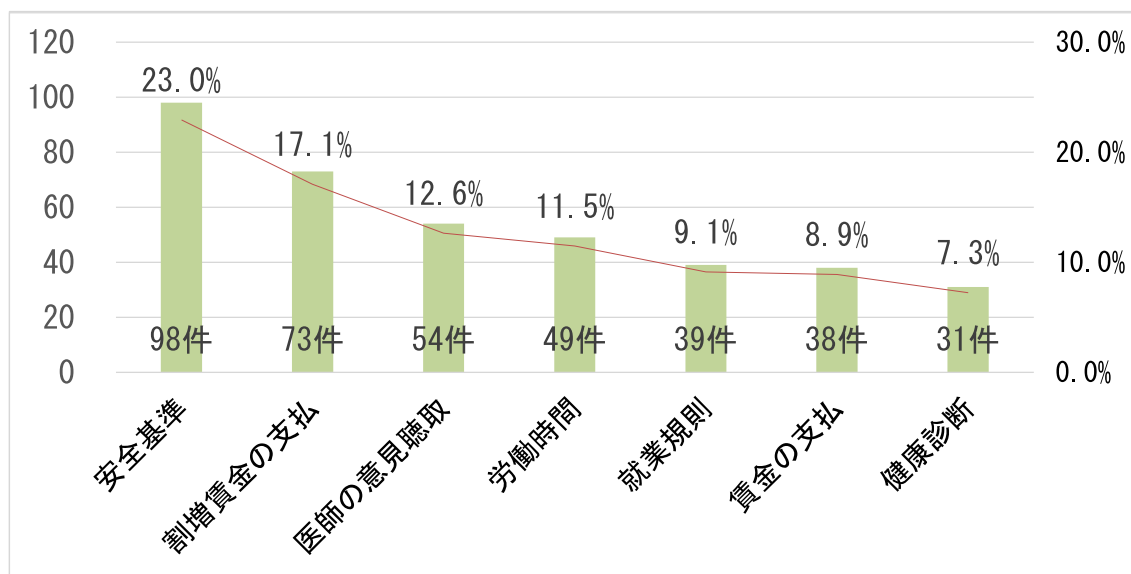
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

- (2) 主な違反内容は、①安全基準 98 件（23.0%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど）、②割増賃金の支払 73 件（17.1%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど）、③医師の意見聴取（12.6%；健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていない）の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

2 実習実施者に対する指導例

事例1 外国人技能実習生の労働災害に関し、安全措置について指導した事例

【概要】

食料品製造業の事業場において、外国人技能実習生が機械の掃除作業を行っていたところ、手を負傷する労働災害が発生した。立入調査を実施したところ、機械の掃除作業において、同機械の運転停止の措置を講じていなかった事実が認められた。

【主な指導内容】

機械の掃除等の場合における運転停止については是正勧告した。

《指導事項》 労働安全衛生法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第107条第1項(掃除等の場合の運転停止等)

【指導後の対策】

○上記機械にカバーを設け、カバーを開けると自動的に機械が停止する装置を設置した。また、機械の掃除等の場合においては、機械を止めてから作業を行うよう母国語で教育を行った。

事例2 技能実習生の長時間外労働について指導した事例

【概要】

製造業の事業場において、立入調査を実施したところ、時間外労働時間数の上限等を定める労使協定(36協定)の締結なく、月80時間を超える時間外労働を行わせていた事実が認められた。

【主な指導内容】

違法な時間外労働については是正勧告した。

また、長時間労働の削減など、過重労働による健康障害の防止について指導した。

《指導事項》 労働基準法第32条第1項、第2項(労働時間)
過重労働による健康障害の防止

【指導の結果】

○法令に基づき、36協定の締結及び届出を行った上で、労働時間管理を強化した。

また、労働者の採用、人員配置を見直すなどにより、長時間労働の削減に取り組んだ。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和6年1月～令和6年12月

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	11,355 件	427 件
違反事業場数	8,310 件	300 件
(違反率)	(73.2%)	(70.3%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	931	(8.2%)	25	(5.9%)
賃金の支払 (労働基準法第24条)	1,046	(9.2%)	38	(8.9%)
労働時間 (労働基準法第32条・第40条)	1,412	(12.4%)	49	(11.5%)
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	1,774	(15.6%)	73	(17.1%)
年次有給休暇 (労働基準法第39条)	1,260	(11.1%)	30	(7.0%)
就業規則 (労働基準法第89条)	1,070	(9.4%)	39	(9.1%)
賃金台帳 (労働基準法第108条)	523	(4.6%)	19	(4.4%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	2,837	(25.0%)	98	(23.0%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	1,359	(12.0%)	28	(6.6%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	1,104	(9.7%)	31	(7.3%)
健康診断結果についての医師等からの 意見聴取 (労働安全衛生法第66条の4)	1,695	(14.9%)	54	(12.6%)
労働時間の把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)	511	(4.5%)	17	(4.0%)

※主な違反内容別の違反事業場数は、1事業場で複数の違反が認められた場合には、それぞれの違反内容に計上するため、最上部の表の違反事業場数とは一致しません。

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後 3 時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語	月～金		0570-001-705
ベトナム語	月～金		0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	火、水、木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日 (月～金) 午後 5 時～午後10時 ○土日・祝日 午前 9 時～午後 9 時	0120－811－610
英語			0120－531－401
中国語			0120－531－402
ポルトガル語			0120－531－403
スペイン語	火、木～土		0120－531－404
タガログ語	火、水、土		0120－531－405
ベトナム語	水、金、土		0120－531－406
ミャンマー語	水、日		0120－531－407
ネパール語			0120－531－408
韓国語	木、日		0120－613－801
タイ語			0120－613－802
インドネシア語			0120－613－803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120－613－804
モンゴル語			0120－613－805

外国人労働者相談コーナー設置箇所（北海道局内）の御案内

設置場所	対応言語	開設日	所在地	電話
監督課 (札幌市)	ベトナム語	月曜日	札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-8784
函館署	中国語	火曜日	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎1階	0138-37-7605
釧路署	英語 タガログ語	金曜日	釧路市柏木町2-12	0154-42-9716
倶知安支署	英語	火曜日 木曜日	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎4階	0136-22-2374

開設時間…9：00から16：30まで